

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人都合による退社または本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ① 入社後 30 日以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| ② 入社後 30 日以上 60 日以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| ③ 入社後 60 日以上 90 日以内に雇用契約が終了した場合 | 20% |

*派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

*返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。また、求人者の事由により退職した場合は除かせていただきます。

以上

株式会社ケー・エス・エム
広島県三原市沼田西町惣定 1049-8

有料職業紹介事業許可番号 34-ユ-300356